

高齡者の財産被害と対策

—金融搾取 (Financial Exploitation) の考察—

立教大学社会デザイン研究所研究員 櫻井幸男 (009051)

高齡者の財産被害、金融搾取、米国金融機関の自主規制

1. 研究目的

世界的に高齡化社会となり、先進国を中心に高齡者の財産被害が増え深刻な事態となっている。わが国では、振り込み詐欺など特殊詐欺の被害：2015年13,824件、482億円が報告されている（2015年警察庁統計）。米国では、2012年民間調査によると、被害者数500万人、被害総額30億米ドル（約3,300億円@¥110換算）の金融搾取 (Financial Exploitation) が発生している。なぜ巨額の金融搾取が米国で発生するのか、被害者はどのような人々か、米国ではこの問題にどう対処しているのか、予防対策は無いのか、わが国への示唆は何か。以上の課題を明らかにすることが、本研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

米国、豪州、わが国の文献調査を行った。高齡者をおもな対象とする犯罪のため、被害者には認知機能が不十分な人々が多数含まれている。米国では高齡になる前に、財産管理、遺産相続、終末期の生活や医療措置について自らの意思を家族または弁護士など第三者の代理人に託すため、包括的な持続的代理権契約 (Lasting Power of Attorney、以下、「LPA」) の締結が推奨されている。事理弁識能力が不十分になった高齡者には、LPAにて指名された代理人が本人に代わって財産管理や生活支援を行う。もしLPAが締結されていない場合は、本人または親族等が裁判所に申立て、裁判所が成年後見人 (adult guardian) を選任する。高齡者の金融搾取の背景には、LPAや成年後見制度なども関係している。

3. 倫理的配慮

本研究の実施および発表にあたり本学会研究倫理指針を遵守すべく最大限の注意を払った。

4. 研究結果

(1) 定義：

金融搾取は、障害を持つ高齡者や成人の金融資産を搾取する経済的虐待の一形態であり、多くの場合、高齡者や成人が信頼する人（家族、弁護士、銀行員、医師、介護者など）や詐欺師が関与する犯罪である。豪州（メルボルン）では金融搾取加害者の6割は家族、特に息子であるとの統計がある。

(2) 被害の手口

宝くじや懸賞の詐欺、家の修理詐欺、チャリティ詐欺、略奪貸出、年金詐欺、個人情報の盗難、財産管理の代理権契約詐欺、ATMカードの無断使用、振り込み詐欺など、金融搾取の手口は多種多彩である。

(3) 被害者の特徴と被害の影響

米国における金融搾取の被害者は、人種的マイノリティ（たとえば韓国系アメリカ人）、地域コミュニティに参加しない人、認知症高齢者、障害者などが多い。被害発生により、被害者の他者への信頼感の喪失、うつ病、財政的貧困、住宅喪失など金銭被害以上の影響が発生する。最悪の場合、被害者が激しい精神的打撃を受けて死期を早めることがある。

(4) 被害者側の対策

LPA 締結や成年後見制度の利用（すなわち、代理人または成年後見人による法的保護）および地域社会の見守りの対象となる。

(5) 米国金融機関の自主規制

米国では、金融搾取被害の資金が IS などテロ組織にわたることを未然に防止する目的で、米国証券業者の自主規制機関である金融業界規制当局 (FINRA: Financial Industry Regulatory Authority) が、会員業者に対し、監督義務を課す自主規制を作成した。この規制は、顧客の信頼できるコンタクト先 (“trusted contacts”) をあらかじめ登録し、顧客が詐欺により不審な送金要請を行っていると思われる場合、証券業者が自主的に送金を保留 (“temporary hold on disbursements”) する注意監督義務を課すものである。本件は米国証券取引委員会 (SEC: the Securities and Exchange Commission) の承認を受け、2018年2月5日より発効する。

(6) 政府などの対応

米国では、高齢者のための消費者金融保護局サイトの立ち上げ、連邦取引委員会による不公正かつ詐欺的なビジネス慣行からの消費者権利保護策が実施されている。州政府単位で消費者保護、高齢者虐待防止、認知症高齢者への支援が行われ、民間支援団体が各地域の見守り活動や相談に応じている。豪州では、本年6月に連邦レベルで年間15億円相当の対策予算と高齢者虐待防止の法制化が決定された。

5. 考察

わが国でも高齢者に消費者被害、財産被害など経済的虐待が多数発生している。高齢者及び障害者の消費者被害の防止等を目的とし、障害者団体、高齢者団体、福祉者団体、消費者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」（消費者庁所管）が2007年より毎年開催され、消費者被害の情報共有、悪質商法の手口や対処方法などの情報提供等を行う仕組みが構築されている。また、消費者安全法の改正（同法第4条：契約の解除、同法8条以下：不当条項の無効、2014年成立）および消費者契約法の改正（同法6条の2：取消権を行使した消費者の返還義務に関する規定、2016年成立）により、事業者への法規制と消費者の立場の強化が図られている。

関係者の自主的対応には限界が有るので、立法による規制強化を図る必要があるものと考えられる。わが国も米国の自主規制に倣い、財産被害に関係する金融機関に対して同様の自主規制を課すことも一案である。米国証券業の自主規制が金融搾取の発生をどのくらい低減することが出来るのか、今後の米国の動向に注目する必要がある。